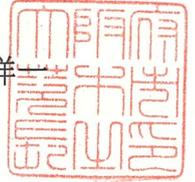


令和8年2月18日

茨木市長 福岡 洋



参加意思確認公募手続について

1 公募の趣旨及び目的

本案件は、茨木市障害者虐待通報受理業務委託において、仕様書記載の内容での取扱いが可能であることなどを理由として、特定者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加申請書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合若しくは、応募要件を満たすと認められる者が全て辞退した場合は、特定者との随意契約の手続きに移行する。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合（辞退を除く）は、入札を実施する予定である。

2 業務委託の概要

(1) 件名 茨木市障害者虐待通報受理業務委託

(2) 仕様

ア 障害者本人や障害者施設職員等からの、障害者への虐待に関する通報・届出を受けるとともに、被虐待者の状況について聞き取りを行い、「障害者虐待通報・届出受付票」に内容を記録すること。なお、匿名による通報・届出の場合は、柔軟に対応するとともに、可能な範囲で聞き取りを行うこと。

イ 障害者虐待に関わる相談に対し、必要な助言等を行うとともに、関係機関や相談窓口等の情報提供を行い、「障害者虐待通報・届出受付票」に内容を記録すること。

ウ 本市と協議のうえ、国等の基準に準じた緊急性の判断が的確に行えるアセスメントシートを作成すること。電話対応により、緊急性があると判断される場合には、別途指定する緊急連絡先に速やかに連絡すること。また、障害者の生命や身体に関わる緊急事態の可能性があると判断される場合は、警察署、消防署等に連絡すること。

エ 記録した電話対応内容について整理し、業務日誌及び月例報告書を作成し報告すること。また、電話の内容について、担当者から問い合わせがあった場合には速やかに応じること。

- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和11年6月30日まで
- (4) 特定者の商号又は名所及び所在地
ALSOKあんしんケアサポート株式会社
東京都大田区山王一丁目3番5号

3 応募要件

参加申請書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 公告の日において茨木市の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、茨木市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間が、茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止または、茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規程に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画又は再生計画の認可決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (5) 自治体において、本業務と同等の内容の虐待通報受理業務の受託実績があること。
- (6) 仕様書に記載する事業の実施が契約期間で可能であること。
- (7) その他仕様書に定める事項が確実に履行可能であること。

4 参加申請手続等

本案件の業務委託を希望する方は、以下のとおり参加申請等を行うこと。

- (1) 提出書類
参加申請書（別添、本市様式）
- (2) 参加申請書等の提出期間
令和8年2月18日から令和8年2月27日
（土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで）
 - ア 提出場所
茨木市福祉部福祉総合相談課（南館2階）

イ 質疑期間及び方法

令和8年2月24日午前10時までに送信すること。(必着)

s-soudan2@city.ibaraki.lg.jp

ウ 質疑回答期限

令和8年2月25日午後3時までに茨木市ホームページ、福祉総合相談課のページに回答を記載。

(3) 参加申請書等の提出方法

参加申請書に必要な事項を記入し、実施に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに福祉総合相談課(南館2階)に直接持参すること。

5 その他

- (1) 参加申請書が提出期限までに到達しなかった場合は、当該参加申請を無効とする。
- (2) 参加申請書を提出した者に対して、提出期限から10日以内に審査結果を書面で通知する。
- (3) 上記の審査の結果、本案件の業務の実施に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(土日、祝日を除く)に、書面により、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- (4) 上記第3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者と随意契約手続きに移行する。
- (5) 第3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争入札とする。
- (6) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該入札を中止する場合がある。

6 問合せ先

茨木市福祉部福祉総合相談課

電話 072-655-2758 (直通)

Email s-soudan2@city.ibaraki.lg.jp